

排ガス測定結果

ごみ焼却施設では、関係法令に基づき排ガス測定を行い、施設の適正管理に努めています。

下記の表は平成29年度におけるごみ焼却施設から放出される排ガスの測定結果です。

(ごみ焼却施設)

検査日	測定対象 焼却炉	ばいじん g/Nm ³	塩化水素 PPM	硫黄酸化物 PPM	窒素酸化物 PPM	ダイオキシン類 ngTEQ/Nm ³	検査結果
H29.5.8	2号炉	<0.002	12	13	46	----	○
H29.6.26	1号炉	<0.001	8	8	34	----	○
H29.8.24	1号炉	<0.002	<1	2	33	----	○
H29.8.24	2号炉	<0.001	<1	7	38	----	○
H29.8.25	1号炉	----	----	----	----	0.0005	○
H29.8.25	2号炉	----	----	----	----	0.000005	○
H29.10.23	2号炉	<0.002	7	11	39	----	○
H29.11.8	1号炉	<0.001	7	12	35	----	○
H30.1.5	1号炉	<0.002	5	4	32	----	○
H30.1.5	2号炉	<0.002	5	4	34	----	○
H30.2.20	1号炉	<0.001	4	8	55	----	○
H30.3.14	2号炉	<0.001	<1	5	30	----	○
自主基準値		0.02	80	80	80	0.1	
法規制値等		0.08	430	173	250	1	

用語の説明

ばいじん	「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう（煤塵）。大気汚染防止法（1968）の第2条第1項第2号では「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する」ものと定義している。無機物質、有機物質、各種金属等が含まれる。同法では、ばいじんを排出する26種類の施設からのばいじんの排出を燃料の種類、施設の大きさに応じて規制している。燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。
塩化水素	無色の刺激臭の強い気体で、水に溶解したものが塩酸である。金属溶解性が強く腐食性物質である。大気中には塩化ビニールの燃焼等に伴い放出される。
硫黄酸化物	二酸化硫黄（SO ₂ 、亜硫酸ガスともいう。）、三酸化硫黄（SO ₃ 、無水硫酸ともいう。）などの硫黄の酸化物の総称で、燃料中の硫黄分の燃焼等に伴い発生する。硫黄酸化物は、それ自体有害であるし、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与える。特に環境での人間に対する影響としては、いわゆる「ぜんそく」を引き起こす等呼吸器への影響が顕著である。
窒素酸化物	物の燃焼の際、空気中に含まれる酸素と窒素から発生する。高温になるほどその発生量は多くなる。また燃料の成分中の窒素分も燃焼の際、窒素酸化物になる。エネルギーの消費に伴い年々環境濃度は高まっており、その主な発生源は工場と自動車である。窒素酸化物の代表的なものは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）で、人間に対する影響としては肺気腫等の原因となる。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。